

名寄市立大学成績評価異議申立に関する要領

令和6年3月18日

(趣旨)

第1条 この要領は、名寄市立大学保健福祉学部（以下「本学」という）において、学生が履修した科目に係る成績評価に対し異議申立を行う場合の手続きについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において「学生」とは、本学に在籍している学生および科目等履修生等本学において単位を修得できる者をいう。

(異議申立事由)

第3条 学生は、当該期の履修科目に係る成績評価について、次の各号に掲げる事項に該当する場合は異議を申し立てることができる。

- (1) 成績の誤記入等、明らかに当該科目を担当する教員等の誤りであると思われるもの
- (2) シラバスまたは当該科目を担当する教員の説明等により周知している成績評価の方法から、明らかに逸脱した評価であると思われるもの
- 2 成績評価基準に関する異議申立は受け付けない（例：成績評価における配点や比率、評価方法そのもの等）。

(異議申立手続)

第4条 異議を申し立てようとする学生は、履修科目に係る成績評価についての異議申立書（様式第1号、以下「異議申立書」という）を教務部教務課教務係（以下「教務係」という）に提出するものとする。

- 2 異議申立ができる期間は、当該成績評価の開示日から15日以内、また、進級および卒業の判定に関わる場合は3日以内とする（成績評価の開示日を含み、土日祝日は含まない）。
- 3 傷病や実習等、やむを得ない事情により定められた期間内に異議申立ができない場合は、事後1週間以内に事由を証明する書類を添付して申立の受理を願い出ることができる。

(異議申立への対応)

第5条 学生から異議申立があった場合、教務係は異議申立書を学部長に送付するとともに、異議申立書の写しを2部作成しそのうち1部を保管する。

- 2 教務係は、異議申立書を受けた当該科目を担当する教員（複数の教員で担当する科目については、その責任者）に異議申立書の写し1部を送付する。
- 3 当該科目を担当する教員は、履修科目に係る成績評価についての異議申立に係る意見書（様式第2号、以下「意見書」という）を直ちに作成し、教務係へ提出する。教務係は、意見書を学部長に送付するとともに、意見書の写し1部を保管する。
- 4 教務係は、異議申立書を受理した日から原則として8日（進級および卒業の判定に関わる場合は3日）以内に、成績評価についての異議申立に係る回答書（様式第3号、以下「異議申立回答書」という）により、当該異議申立をした者に回答するものとする。教務係は、異議申立回答書の写し1部を保管する。

(調査申立手続)

- 第6条 学生は、前項の回答書交付を受けた後、その内容に疑義がある場合は、履修科目に係る成績評価についての調査申立書（様式第4号、以下「調査申立書」という）を教務係に提出するものとし、教務係は学部長に調査申立書を送付するとともに、調査申立書の写し1部を保管する。
- 2 調査申立ができる期間は、回答書の交付日から15日以内、また、進級および卒業の判定に関わる場合は3日以内とする（回答書の交付日を含み、土日祝日は含まない）。
- 3 傷病や実習等、やむを得ない事情により定められた期間内に調査申立ができない場合は、事後1週間以内に事由を証明する書類を添付して申立の受理を願い出ることができる。

(調査申立への対応)

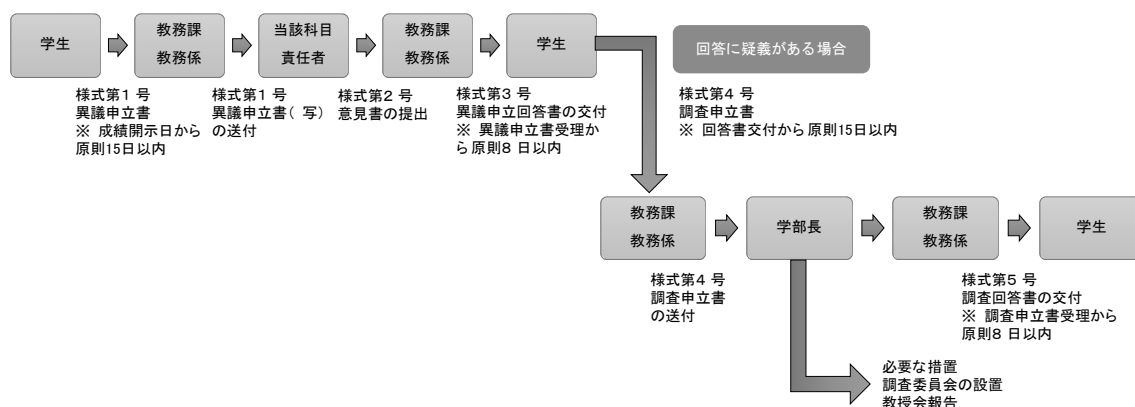
- 第7条 学部長は、成績評価についての異議申立に関する調査委員会（以下「調査委員会」という）を設置することができる。調査委員会は、原則として学部長、教務部長、当該科目を開講する学科もしくは教養教育部の長および当該科目を開講する学科もしくは教養教育部の教務委員で構成する。当該科目を担当する教員は調査委員会には加わらない。
- 2 調査委員会は、当該科目の成績評価について調査を行い、公正に事実を明らかにする。必要と認める場合は、調査委員会は当該異議申立をした者および当該科目を担当する教員等に対し、説明および資料の提出を求めることができる。
- 3 学部長は、調査の結果、必要と認める場合、成績評価の修正等必要な措置をとることができる。
- 4 学部長は、調査申立書を受理した日から原則として8日（進級および卒業の判定に関わる場合は3日）以内に、成績評価についての調査申立に係る回答書（様式第5号、以下「調査申立回答書」という）により、教務係を通じ当該調査申立をした者に回答するものとする。教務係は、調査申立回答書の写し1部を保管する。

(再申立)

- 第8条 同一の成績評価についての異議申立および調査申立は1回限りとし、再申立は認めない。

(教授会への報告)

- 第9条 学部長は、異議申立およびその回答について、教授会に報告するものとする。



附則（令和6年3月18日）

この要領は、令和6年4月1日から施行する。